上下水道事業経営戦略策定部会(第4回)会議録

発言者	発言内容
事務局	ただいまから、第4回上下水道事業経営戦略策定部会を開催させていた
	だきます。皆さま方におかれましては、何かとお忙しいところご出席を賜
	りまして誠にありがとうございます。
	早速ではございますが、会議に入る前に、本日の会議資料のご確認をお
	願いいたします。まず1点目が、A3サイズの見開きの1枚ものですけど、
	第4回専門部会資料(第1回専門部会資料の再修正)が1枚と、第4回専
	門部会資料の上水道の分ですね、A4サイズの小冊子になっています、これ
	が1つ。それと同じくこれの下水道版ですね。こちらのほう合わせて3つ
	の資料となっております。資料不備ございませんでしょうか。ございまし
	たら事務局のほうまで。大丈夫ですか。
	それでは、部会に入らせていただきます。部会長、進行よろしくお願い
	いたします。
部会長	はい。それでは本日の部会は事務局が作成した経営状況の検討(財政シ
	ミュレーション)、料金・使用料体系の検討が示されます。経営戦略作成に
	向けて、この経営状況の検討(財政シミュレーション)が妥当なものなの
	かを主な視点として、意見交換をしていきたいと思います。限られた時間
	ではありますが、部会員の皆さまから積極的なご意見をいただき、実りあ
	る部会としたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
	また、部会員の意見を述べる時間をできるだけ確保したいと思いますの
	で、会議資料の説明については、事務局はできるだけ簡潔にしてください。
	それでは、次第に従い進めさせていただきます。第4回専門部会資料(前
	回専門部会資料の修正)について、事務局より説明お願いします。
事務局	それでは、お手元の資料で A3 の用紙 1 枚ものがございます、こちらを
	ご覧ください。第1回専門部会資料のなかでありました、下水道事業の現
	状の21ページについての修正の資料で、一度お渡しした資料のなかで、す
	いません、再度修正となってしまう部分がありますので、報告させていた
	だきます。

修正の中身ですけれども、下水道事業全体の修正前の資料で 99.5%という数字だったの116.9%という数字になります。この修正でする	つですが、これが実際には けれども、平成 28 年度の決 ごすけれども、当初の 99.5%
116.9%という数字になります。この修正ですん	けれども、平成 28 年度の決 ごすけれども、当初の 99.5%
	うすけれども、当初の 99.5%
を算出した際の数字が誤りでして、平成 28 年度	<b>を</b> 決算の事務作業途中で数字
の修正をした部分があったのですが、その修正	E後の数字に従って数字を出
すと、この修正後の 116.9%になります。経費	費回収率の資料中の他の部分
では、このような誤りはございませんで、この	)部分だけになります。
修正点は、以上になります。修正の再修正な	よので申し訳ありません。よ
ろしくお願いします。	
部会長 それでは、ただいまの件について、何かご意	<b>賃見、ご質問ございましたら</b>
お願いいたします。	
部会員 (意見なし)	
部会長よろしいでしょうか。数字の修正としては、	上方に修正されたというこ
とになっておりますので。	
それでは次の議題であります、第4回専門部	3会資料(上水道)について、
事務局より説明をお願いいたします。	
事務局 はい、それでは第4回専門部会資料(上水道	<b>道)に沿って、事務局から説</b>
明いたします。	
1 ページは、経営状況の検討(財政シミュレ	レーション)になります。基
本条件としては、推計期間が平成31年度から	平成 40 年度の 10 年間。経
営状況は推計期間全てにおいて黒字経営、資金を	残高は平成 40 年度における
給水収益の1ヶ年程度の確保、企業債残高対総	合水収益比率は全国平均値の
290%以下とする、料金回収率は100%以上とす	する、ということが基本条件
であります。企業債残高対給水収益比率を決め	うる上で、企業債借入水準に
ついてですが、総務省の見解としては、「企業債	賃は世代間負担の公平や負担
の平準化の観点から、一定程度活用することが	<sup>3</sup> 望まれるが、人口減少、有
収水量減少時代においては、収入規模に見合う	水準にしておくことが重要

発言者	発言内容
	であります」、とあります。財政計画策定に当たり、重要指標のなかに事業
	収益対企業債残高比率があります。この数値が大きいと、現在の財政負担
	は小さいが、将来的に償還負担が増加する可能性がある領域に該当すると
	しています。具体的な基準は設けられていませんが、総務省資料によると
	全国平均値を目安としています。b)の国庫補助の採択基準としてのコンセ
	プト、起債の借入水準が載っていまして、厚生労働省において生活基盤施
	設耐震化等交付金が創設され、このメニューの一部に水道管路耐震化等推
	進事業があります。これは、耐震性能が低く、法定耐用年数が 40 年を超過
	している管路の更新事業に対して採択基準を満足する水道事業に財政支援
	するものです。交付基準のなかに給水収益に占める企業債残高に関する項
	目があり、300%以上という通知がされています。これは300%を超過する
	ことは、国庫補助の対象となるほど財源状況が望ましくないもので、水道
	料金収入だけでは老朽管の更新はできない事業と判断しているためと考え
	られます。これらを元に、富田林市の考え方としては、企業債残高対給水
	収益比率は明確な基準はないのですが、総務省資料の全国平均 290%や、
	厚生労働省の国庫補助交付基準から 300%以下に抑制するべきであると考
	えます。予期せぬ給水収益の下振れがあった場合、償還負担が増加する可
	能性がある領域に位置することは望ましくないので、全国平均の 290%程
	度を目安とするという形を取りました。
	3ページから7ページまでが推計条件になります。こちらについては、
	第2回部会の資料の再掲になりますので、説明は割愛させていただきます。
	8ページのほうをお願いします。経営状況の検討結果になります。1ペー
	ジで設定した基本条件を満たすには、給水収益を 25%増やす必要がありま
	す。また、起債充当率は建設改良費の 25%にする必要があります。
	9 ページになりますが、収益的収支のほうですが、甲田浄水場の除却費
	用が発生する平成 31 年度以外は、純利益が発生する見込みです。
	11ページ、資本的収支、企業債、資金残高のシミュレーション結果とな
	ります。企業債残高は、約56億まで増加する見込みです。資金残高は、料

発言者	発言内容
	金収入の 1 ヶ年分約 20 億円を確保できるというシミュレーション結果と
	なっています。
	財政シミュレーションをしたあと、大阪府下の算定料金順位は 13 位とな
	ります。その資料 13 ページとなります。
	ここまでが、財政シミュレーションの説明となります。
部会長	一旦切りますか。
事務局	はい。
部会長	今、事務局より財政シミュレーションのお話をいただきましたが、ここ
	までのところで何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
部会員	(意見なし)
部会長	よろしいでしょうか。ここは、前回も確認したところでございますね。
事務局	そうですね、はい。
部会長	はい。では、続けて料金体系、お願いします。
事務局	はい。14ページから、料金体系の検討になります。本市の現行の料金体
	系についてですが、本市では、基本水量制・逓増制を採用した料金体系と
	なっています。図 2.1 が示すように、本市で最も調定額の多い水量区分は
	101m3/月以上であるが、調定件数は最も少ないことが分かります。現行の
	料金体系は、基本水量、逓増性、基本料金と超過料金の割合等、多量使用
	者の負担が大きい料金体系となっていると考えます。表 2.1 では、平成 29
	年度実績から算出した、基本料金と超過料金の割合を示しています。基本
	料金と超過料金の割合は 23.3%と 76.7%となっています。 算定要領どおり
	だと、31.7%、68.3%となります。現状の基本料金制、逓増制、基本料金
	と超過料金の比率からすると、超過料金より回収する収益が大きく、水使
	用が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招く
	恐れがある料金体系になっています。
	15ページ、料金体系の検討の必要性ですが、図 2.2 が示すように、算定
	要領どおり、基本水量を「0」と、基本料金と超過料金の比率、逓増制でな
	い単一料金で料金算定を行うと、101m³/月以上の調定額は、現行と比べる

発言者	発言内容
	と 6 割程度減少するという形になりました。算定要領に基づく料金体系と
	現行の料金体系を比較すると、16ページの表 2.2 現行の料金体系調定額
	÷算定要領に基づく調定額からも分かるように、多量使用者の負担が重く、
	少量使用者の負担が軽いことが分かります。料金体系を検討するために基
	本水量、逓増制、基本料金と超過料金の割合に観点を置き、このあと検討
	を行いました。
	次、17ページになります。基本水量についての検討ですが、本市では、
	基本水量制を採用しています。基本水量制は、設定した一定水量の範囲内
	での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみの負担とする
	料金設定であります。これは、水道の普及を促進し、公衆衛生の向上を図
	る目的から導入されましたが、水道水をほとんど使用しない者と、8m³ 使
	用した者が同じ負担であることは不公平であるという意見もあります。ま
	ず、基本水量に対する国等の考え方についてですが、公平性の観点、節水
	のインセンティブ、動機付け等により、基本水量は見直しされてきたとい
	う意見があります。基本料金を見直す場合は、料金の激変を招かないよう
	にバランスに配慮して徐々に解消をする必要があるが、経過的に残すこと
	もやむを得ないという形になっています。
	18ページ、他事業体の基本水量の設定状況ですが、平成 29 年 4 月 1 日
	時点で、大阪府内で基本水量制を導入しているのは27自治体、してない自
	治体は 16 自治体になります。本市と同様に、8m³ としているところが多く
	なっています。
	19ページが、世帯人員別の平均使用量になります。東京都水道局が発表
	した生活用水実態によると、1人世帯の場合、1ヵ月の使用量は 8.2m³で
	あったという調査データが公表されています。基本水量についてですが、
	基本水量制を維持し現行どおり 8m³を基本水量とする場合と、算定要領に
	則った 0m³の場合の検討を行うことにしました。
	20ページ、逓増制についてです。逓増制についてですが、本市は逓増制
	を採用しています。逓増制は、使用量が多くなるほど単価が高くなる料金

発言者	発言内容
	設定方法です。水需要が増大していくなか、その需要を抑えるため、また
	   少量使用者の料金を安価に設定するために逓増制が導入されましたが、水
	  需要が減少する現状においては、需要量の減少以上の速さで収入減を招く
	   など、安定経営のための料金体系とは言い難くなっています。逓増制に対
	   する国等の考え方としては、逓増制からの脱却、穏やかな見直しが求めら
	れています。
	21ページ、他事業体の従量料金状況については、大阪府下ではすべての
	   事業体で逓増制が採用されている状態です。一方で算定要領では、逓増制
	   の見直しを求められているため、現行どおり逓増制を採用していく場合と、
	   逓増制を廃止する場合の両方を検討することとしました。
	22ページ、基本料金と超過料金についての検討ですが、本市の水道料金
	は二部料金制となっています。水道料金体系の基本的要素である定額料金
	(基本料金)と超過料金の一つ、もしくは二つの組み合わせによって体系
	   化されています。水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占め
	ている装置産業にもかかわらず、収入の大部分を水量の増減で変動する超
	   過料金で回収している事業体がほとんどであり、水使用減少傾向にある現
	状においては、水需要以上の速さで収入減を招くことが危惧されています。
	基本料金と超過料金については、現行の料金体系では、基本料金と超過料
	金の比率は23.3%と76.7%ですが、算定要領に基づく基本料金と超過料金
	の比率は 31.7%と 68.3%となり、水使用量減少以上の速さで収入減を招く
	恐れがあるため、算定要領に基づく比率で今回は検討しました。で、今ま
	での 3 項目について検討したものが、表 2.6 料金体系の検討ケース一覧
	になります。
	23ページは、ケース1についての検討になります。現行の基本料金と超
	過料金の単価を 1.25 倍にしてシミュレーションをしたものになります。基
	本水量、逓増制を採用し、算定要領により算出した基本料金と超過料金の
	比率にしたものです。算定要領により算出したものより、基本料金と超過
	料金の比率が、超過料金にかかった料金構造となっており、この構造を引

発言者	発言内容
	き継ぐために、水需要減少以上の速さで収入減を招く恐れがあるパターン
	になります。表 2.8 からも分かるように、多量使用者の負担が重く、少量
	使用者の負担が軽い状態となっています。
	25ページがケース2になります。ケース1と同様に、基本水量は現状の
	8m3 を維持し、逓増制も維持した上で、基本料金と超過料金を算定要領に
	基づくように設定したものです。算定要領に基づく比率になるように設定
	したケース 2~4 の案のなかでは、少量使用者への値上げ率は最も低い形に
	なります。また、26ページ、表 2.10 ケース 2÷算定要領に基づく料金体
	系調定額についても、基本料金と超過料金を算定要領に基づく比率、32%:
	68%としたため、ケース1よりも改善されている状態です。
	27ページはケース3になります。ケース3は、ケース1から逓増制のみ
	を実施し、基本料金は算定要領どおりの 0m³、基本料金と超過料金の比率
	を算定要領に基づく 36.1:67.9 となるように設定したものです。算定要領
	に基づく比率になるように設定したケース 2~4 の案のなかでは、少量使用
	者への値上げ率はケース2と比べると高い状態になります。また、28ペー
	ジ、表 2.12 ケース 3÷算定要領に基づく料金体系調定額については、ケ
	ース1やケース2よりも改善されている状態になります。
	29ページがケース4になります。算定要領どおり基本水量「0」、基本料
	金と超過料金の比率を算定要領に基づく比率 31.7:67.9 とし、逓増制をな
	くした単一料金とするように設定したものです。算定要領に基づく比率に
	なるように設定したケース 2~4 のなかでは、少量使用者への値上げ率は最
	も高い状態になります。また、30ページ、表 2.14 ケース 4÷算定要領に
	基づく料金体系調定額については、最も改善された状態になります。
	31ページが料金体系の目指すべき方向性についてですが、ケース1につ
	いては、少量使用者への負担増は4案のなかで最も小さい形になります。
	多量使用者からの有収水量が減少してしまうと、料金収入が使用量の減少
	以上になる可能性があるケースです。ケース4については、算定要領に基
	づいた最も理想的な形となり、水道事業として最も目指すべき形になると

発言者	発言内容
	考えます。ケース 2、3 については、現状より算定要領に近づける形に改善
	する方向に向かったものとなります。以上です。
部会長	それでは、ただいま料金体系の検討について、事務局よりご説明いただ
	きました。ポイントとしては3点ほどあるようです。大きくは基本水量制
	についてどう捉えるか。それから逓増制についてどう考えていくか。それ
	から基本料金と超過料金の比率についてどう捉えるかというようなところ
	を基本にして案を、案といいますか、極端なケースでシミュレーションを
	されたということでございますが、この内容について、ご意見ご質問ござ
	いましたら、どうぞお願いいたします。
部会員	すみません。素人的な考え方ですけど、この 22 ページの料金体系の検討
	ケースのときに、ケース分けをされていますが、基本水量 8 or 30m³で、
	超過料金は逓増制ってしますよね。次のケース 3 は基本水量 0m³で超過料
	金を逓増制とする。ケース 4 は基本水量 0m³で超過料金を単一制とする。
	目指すべき方向性は、逓増制の見直しも入っていますよね。そうすると基
	本水量、このケース2っていうのはあくまでも逓増制の見直しはしないこ
	とをベースにした話になってしまうじゃないですか。
事務局	そうですね、はい。
部会員	でね、このケース 2、3、4 の設定の仕方が、3 種類しかないのですが、
	条件が 2 つあるなら 2×2 で 4 つ検討しなくていいのですか。ケースの検
	討って。あとだって、基本水量 8 or 30m³で超過料金単一制っていうのは
	ないですよね、このなかには。それは、検討する必要は全くないのですか。
	その理由がちょっとよく分からないです。普通に考えたら、条件 2 つ×2
	つあったら4通りっていうのが、場合の数かなと思ったのですが。
事務局	単一料金の部分が1つ足りていないって話ですね。
部会員	あえて落とす理由っていうのは何かあるのかなと思って。そこは、検討
	の余地なしっていう何か理由があったので、あえて落としているのかなと
	思ったのですが。
事務局	検討していくなかで順番に基本水量をどうするっていう順番でいったの

発言者	発言内容
	で、基本水量を 0m³ にしてっていう設定を最初に考えて、そこから基本料
	金 0m <sup>3</sup> の状態で逓増制っていう形に持っていっているので、そこは入れと
	いても全然問題ない話ですけど、入っていないです。
部会員	この基本水量を 0m³にするっていうのと、たとえばこれ 18 ページに表
	が載っているじゃないですか。基本水量 0m3 の市町村と、8m3 とか 10m3
	とかいろいろあると思いますが、それとたとえば、最初の基本料金の設定
	の仕方って、何か法則性みたいなものってあるのですか。基本水量が 0m³
	のところのとき、基本料金の設定が高いとか低いとか、別にそこは何もな
	いのですか。
部会員	色々な条件設定があるなら、何でこんなシンプルな3つに絞られてしま
	うのかっていう、読んだときに素朴な疑問を感じたものですから。
事務局	今回、検討しようとしたのが基本水量をどうするかっていう話と、逓増
	制をどうするかっていう話と、基本料金と超過料金の割合ですね。で、逓
	増制をどうするかっていうのも、単一制もあれば、その逓増度の傾けをど
	う落とすかっていうのもあるのですけど。
部会員	色々な組み合わせがあるわけですよね。
事務局	そうですね、いくらでもあると思いますが、単一料金として、基本水量
	をなくして、基本料金と超過料金の割合をっていうのが最終的に理想的な
	形になるので、そこに持ってきているっていう形ですが。
事務局	基本水量が 8 or 30m³で、単一制を採用しなかった理由として、それを
	仮に採用してしまうと、ケース 2 に比べてもちろん少量使用者というか、
	そういうのが多くなっていくと思います。それによって、一応その検討ケ
	ースになったはずだっていうふうなところで、今回はこの 4 ケースを検討
	させていただきました。
部会員	それはもし入れたら、この 31 ページの表でいくと、その今のケース X
	は、どこに来るのですか。ケース1とケース2の間ぐらいに来るのですか。
	ケース4の向こうですか。
事務局	ケース2とケース3の間になるか、ケース3とケース4の間になるか。

発言者	発言内容
部会長	よろしいですか。
部会員	でも、そのケースXを入れることによって、少量使用者への負担増と多
	量使用者への負担増というここがね、今これ関係性はすごいはっきりして
	いるじゃないですか。何ていうのか、この矢印の向きが、両方上の段も下
	の段も一緒ってことを前提にして、これを作ってもらっていたのですよね、
	たぶん。そこにちょっと逆転現象が起こるとか、そういうことはないので
	すか。上の段はこうだけど、下の段はこうなるとか、そういうことはない
	ですか。ケースXを入れたとしても。こんなきれいに少量使用者への負担
	増も、多量使用者への負担増も、本当に真ん中になるのですか。どっちも。
	何でそんなんこと言うかっていうと、本当にきれいに並ぶのであれば、
	省きましたっていうのは分かるのですけど、もしそこで逆転現象が起こる
	のであれば、そこはやっぱりシミュレーションとか組み合わせいかんによ
	っては変わってくるのかなって思ったので、お聞きしたかったのですけど。
部会長	今、お話のポイントになっている部分は、基本水量ですか。
部会員	基本水量 8 or 30m³にした上で、超過料金を単一制にした場合に、その
	評価っていうのは、31 ページのケース 1、ケース 2、ケース 3、ケース 4
	でいくと、新たな計算表っていうのはどこの間に入ってくるのですか?っ
	てお聞きしています。それで、ケース2とケース3の間、もしくはケース
	3とケース4の間に入ってくるっていう話だったので、そこに入ってきて、
	少量使用者への負担増も多量使用者への負担増も矢印が上下でどちらも同
	じ方向を向いているのであれば、別に省いてもいいよねっていう考え方に
	賛成できるけれども、もしどちらかで矢印が逆転しますわっていう話にな
	るのであれば、何で省いたの?っていう話にならないですか?って言いた
	かったのです。
	ただちょっとこれ、計算していないし、この場ですぐできないので、一
	旦されたのだったら、矢印はどちらに向いていたのですか?ってお聞きし
	たい。
事務局	また資料を出します。

発言者	発言内容
部会長	はい、出してもらえますか。
事務局	そうですよね、今のお話、確かにそういう疑念がありますので、我々も
	すぐ計算がすぐに出せないですが、出すことはやぶさかでないのと、基本
	的にはどこの間になるかっていうとこだけなので、その数字が今おっしゃ
	られるような、どこになるかだけ精査して、それは入れさせてもらいます。
部会員	何でそういうことを言ったかっていうと、最初のところには逓増制を見
	直すべきっていう、しかも緩やかに見直すべきっていうことが国からの考
	え方であれば、そこはやはり見直しをしてかないといけないっていう方向
	性になるじゃないですか。
事務局	そうですね。
部会員	ただ、このシミュレーションのなかで持ってきているのは、これまでの
	とおりの逓増制ですよね。そうすると、逓増制の見直しをすべきって言っ
	ておきながら、ここのシミュレーションのなかで逓増制は全くいじってい
	ないことになるので、いいのかしら?と思ったので、お聞きしたかったの
	です。
事務局	一度に逓増制までいくっていうのはちょっと無理があるので、今回は逓
	増制を触っていないのですが、後々は逓増制も検討していかないといけな
	いっていう考え方ではあります。
部会員	そしたら、それをどこかでうたわなくていいのですか。今回はちょっと、
	こういう理由だから逓増制についてはいじらないというか、現状維持のま
	まですけどって。でも、普通に考えたら逓増制自体を見直すべきって言っ
	ておきながら、いじらないっていうのは、いかがなものかなっていう気は
	するのですが。
部会長	ちょっともう1つ、今のご意見に少し関連するかと思うのですが、ケー
	スごとに料金の負担、料金増減率の一覧表を出していただいていて、これ
	が非常に分かりやすいかなと思うのですが。例えば、51~100m³のところ
	で、大口のところで負担が増えていますよね。この料金改定に伴って、本
	来、大口のほうが、この一覧表で見れば緑色のほうに振れていくべきはず

発言者	発言内容
	が、一部そうなっていないところもあります。こういうところは、料金改
	定のタイミングで是正するという考え方もあるのかなという気はします。
	それから、どこを言えばいいのか分からないのですが、件数ごとの富田
	林市で何 m³ 使っているかという比率は、それぞれ出ている円グラフの件
	数を追っかけていくしかないのでしょうか。
事務局	件数の表グラフは、ちょっとこれは手で出していますので。
部会長	だから、負担増になる世帯が全体の何%ぐらいになっているかという情
	報も重要なのではないかなと。今これ、経営の立場からの話ばかりで、収
	支の調整の観点の議論が中心になっているのですが、どこにどれだけの負
	担がかかるかという観点がしにくいかなという感じはしますね。おそらく、
	件数だけで追いかけていくと、30m3までのところで相当いくのですね。す
	ぐに計算できないですけど。
事務局	そうですね。 $30 \mathrm{m}^3$ で。
事務局	給水ごとの調定は出るみたいなので、ちょっとここに資料はないですが。
部会長	あと、事前の説明のときにもお話を伺いかけたのですが、8m³以下の世
	帯でも、かなりの件数が実質 0m³とあるのですね。その比率は、今すぐ出
	ますか。つまり、そこは水を使っていないけど、今回の改定で料金が値上
	げになっていくことになったのですが。
事務局	資料はあって、出ます。
事務局	次の機会に、はい。
部会員	これ今、笠原先生がおっしゃったみたいに、現行料金体系とケース 2 を
	比較した表と、現行料金体系とケース3を比較した表を見たら、どう見て
	も、一番下の段の右から2番目の層って、どっちも真っ赤なままですよね。
	ここって、気の毒なことはないですか。
事務局	例えば、25ページの288%になっているところですけど、1件で2ヵ月
	当り 8m³を使っている枠です。それを、単純にこの算定表どおりに計算す
	ると、これだけの比率が上がりますよってなっている結果でございます。
	それで、元の値段が 4,400 万円ぐらいだったと思うので、現状の料金算定

発言者	発言内容
	表で算出するとこれぐらいになって、今回の検討ケースの算定表に基づい
	て算出すると、この下の表 2.9 ですけど、25 ページだったら、13 万円にな
	っている計算式です。
部会長	件数は少なくても大量の水を使っておられるところを、今回の改定で、
	またさらに大きくしていくというのは、今後のことを考えていったときに、
	それが得策なのかなと。そうですね、そういうところに配慮する必要がな
	いのかなという感じはしますけどね。
事務局	24ページの表 2.8の 48%っていうところを見ていただければ分かると思
	うのですが、ここは本来 100%になるのが理想な料金体系となっていまし
	て、現状こういった状態で低くなっているところでございまして、それを
	できるだけ 100%に近づけようといったところですので、一応検討結果そ
	れぞれ、ケース2だと26ページに示しています。
部会長	すみません、うまく理解できていないのですが、この調定額のパーセン
	テージというのは、何と何の比率を表していることになるのでしょうか。
事務局	調定額の比率のパーセンテージとなります。
部会長	調定額。
部会長	例えば、表 2.8 のなかに記載されているこの比率、本来すべての区画で
	100%ということ。
事務局	これはケース1の場合の各調定額に対して、本来、算定要領に基づく料
	金体系調定額っていうのがケース4の各調定額になると思うのですが、こ
	れとどれだけかけ離れているかっていったらあれですけど、本来 100%で
	あるところをどれだけ最低ラインを越えているかということを示しており
	まして。
事務局	ケース 1 は単純に 1.25 倍しているので、ケース 1 が現状というふうに考
	えると、現状が理想形と比較して、どれぐらいの料金を負担しているか、
	というものを表したのが表 2.8 です。
部会長	給水にかかっている原価に対して、どれだけかけ離れているかという比
	率という見方でいいですね。

発言者	発言内容
事務局	そうですね。ですから、理想はすべての負担が 100%になることが理想
	です。ただ、小口の分野がやはり 50%、48%とか負担が低くて、大口のユ
	ーザーが赤い部分が多い、負担が大きいというのが現状ですね。
部会長	51~100m³で口径の大きなところで、このウエイトが高いのは単純に今
	の比率で計算したら、100%近くにあってきたということなのか、100%に
	合うようにここだけ無理やり引き上げたようなシミュレーションしたとい
	うことなのか、どちらですか。
事務局	無理やりではないです。
部会長	この法則に従って計算すると、結果的にこうなったと。
	ただ、料金の上がり方だけで考えると、相当大きな額になりますよね、
	ここの利用者の方からすると。大口の場合、例えばそれこそ地下水のほう
	に移るということにもなりかねないことにはならないでしょうか。
部会員	これ比率と絶対金額というところで、例えば 100 円が 200 円になって 2
	倍ですけど、プラス 100 円ですという言い方があると思いますけど。
	$150$ mm の $51\sim100$ m $^3$ の真っ赤になっている所、例えば $288\%$ になって $3$
	倍近くになるということですけど、金額でいうといくらがいくらになるの
	ですか。
事務局	4万5千円ですね。
部会員	25 ページでは、4 万 5 千円が 13 万円になるということですか。
	これは、単価になるのですか。
事務局	調定額です。
部会員	調定額。
事務局	料金です。
部会員	料金ですね。4万5千円をお支払いなのが、このように変えたらこの人
	は 13 万円になってしまうということですか。
事務局	ケース 1 は現在の料金体系のまま 1.25 倍したもので、これと比べると、
	4万5千円が13万1千円になる。
部会員	それは、一ヵ月の話ですか。すごい金額ですね。

発言者	発言内容
部会長	それは大きいですね。
部会員	料金で言ったら、びっくりされますわね、これだけ上がると。
事務局	この辺りも割合で今出しているので、その辺も考えて、そのバランスで
	ということも。
部会員	いうことになるのですね。
事務局	もちろんできますので、その辺も考慮していけばいいかなというふうに。
部会長	これをそのままというわけにはいかないのですよね。
副部会長	逓増制のところで少し気になったのは、逓増制をなくす方向で、と言っ
	ていますけど、逓増制があるのは、ある意味節水を促すという目的がある
	と思うのですが、その辺は考慮しなくても良いのですか。
事務局	確かに、逓増制を導入したときは、水不足があって水の使用量を落とし
	ていきましょうという考え方と、水の使用量を落とすことによって大きな
	投資をしなくて良いという観点があったので、逓増制を入れています。今
	は、水に関しての心配もなく、更新や大規模な開発自体もなくなっている
	ので、逓増制についてはなくす方向でも問題はないのかなとは考えていま
	す。
副部会長	もう十分に節水ができているので、これ以上節水されると困るというか。
部会長	あと、実質的に節水の方向に動くのではなくて、使用する水は同じだけ
	ど、富田林市の水道水をやめて地下水から取るという話になってしまうわ
	けですよね。
事務局	富田林市にそこまで大きな企業がないので、地下水に逃げるという可能
	性は少ないかなと思っているのですが、普通で考えるとそうですね。
部会長	総務省の大きな流れとしては逓増制に話はいきますけども、最終的に、
	受益者のどこの層にどういう負担の求め方をしていくかというところは、
	それぞれの事業体で考えがあってもいいのではないのかなという感じはし
	ます。大口に配慮すべき事情を抱えておられるのか、あるいはもっと、例
	えば子育て世帯が多いようなところに、もう少し優しくするような体系を
	取るべきかと。そういうところは、こういう料金がどれぐらい上がってい

発言者	発言内容
	くかというようなところをよく見る必要があるかなというふうに思います
	ね。単に、最終的に調定率がすべてで 100%になるというところだけを見
	すぎるのではなくて、そういう観点で検討が必要かなと思いますね。
部会員	本市は、今さら企業や工場が来てくれなくてもいいわ、という話になる
	のですか。それとも、積極的に企業や工場を誘致したい、企業団地をもっ
	と活性化したいという方針にも関わってくる話だと思うのですが、その辺
	はいかがですかね。だって、小口の料金を上げたら子育て世帯には優しく
	ないから、家族層は引っ越してきてくれませんよね。でも片一方で、家族
	が来ないなら企業にいっぱい来てもらったらいいといっても、なかなか企
	業が引っ越ししようと思っても、一朝一夕の話ではないというのは分かる
	のですが、もし、水道料金が格安ですよというのと、あそこの市町村は高
	いとなったときに、水をたくさん使うような企業はまず来てくれないです
	よね。大口使用者に対しては水道料金が高いですとか。その辺は全然考え
	なくてもいいのですか。本市はもうそこら辺は、企業団地も満杯だから、
	もういらないという話になるなのか、どうですか。
事務局	今回のシミュレーションのなかに、それは全く考慮されていません。水
	道事業経営をどうしていくという感覚でしかありません。
部会員	ないですよね。だから、水の利用を促進するにあたって、一般家庭がタ
	ーゲットなのか、それとも大口使用者にもっと使ってくださいよという話
	なのか、どっちなのかなと思ったのですが。
事務局	考え方としては、小口の方に負担をしていただかないと、どんどん水使
	用が減っていくなかでは、というのが考え方になってきていると思います。
	だから、今回の考え方でも、小口の方に負担を強いる形にはなりますが、
	それをこのケース4みたいに一足飛びにいかないで、徐々に負担をお願い
	するという形の料金の体系の変更という形に持っていくべきなのだろうと
	いう形です。
部会員	そうすると、各自治体によって基本料金の考え方と基本水量の考え方と
	逓増制の考え方はばらばらじゃないですか。

発言者	発言内容
事務局	ばらばらですね、はい。
部会員	これは各自治体の皆さんが、自分のところの利用者の状況を見たときに、
	一番有利な状態にしたらこう変わってくるのですか。これが理想とか、か
	くあるべきみたいなものはないのですか。なぜ、これだけバラバラなのか
	なと思ったのですが。だから、例えば本市でも、基本水量が 0m³だけど基
	本料金が高いとこはいくらでもあるじゃないですか。
部会員	そこら辺は、逆に基本水量を 0m³にしても、基本料金で賄えたらいいじ
	ゃないかと思えなくもないですけど。市民さんが納得してお金を払ってく
	れて、実質水道料金もたくさんもらえて、というそんな都合のいいことは
	難しいですかね。
事務局	水を使っていなくても、そこのところまでは水が使える状態で持ってい
	っているので、基本水量 0m³でも基本料金 0円というのはないですよね。
部会員	そうなの。
事務局	基本水量 0m³というのは、パラメーターは生きているので、ここまでは
	使っても一緒っていうのはないので、 $1 \mathrm{m}^3$ 使えば $1$ 、 $2 \mathrm{m}^3$ 使えば $2$ 、 $3 \mathrm{m}^3$
	使えば3っていうふうにパラメーター2つ、基本料金と、水の使った量だ
	け。使わなかったら基本料金だけですよというふうな。パラメーターが 2
	つなので、それのほうが計算的には絶対楽で、富田林市のほうは、基本水
	量っていうのが入っている分複雑になります。パラメーターが3つになり
	ますからね。
部会長	料金体系をシンプルに、ということですよね。まあ、確かに合理的です
	よね。
部会員	将来的にまた、暫定的に上げていくとか、いろいろ変えていくとなった
	ときに、その度ごとにシステムを組み変えないといけなくならないですか。
	システムというか、その料金計算とかをする。
事務局	基本水量をどうする、とかの話のときは変わってきますね。
部会員	そのときに、今シンプルにしておいたほうが、将来そのシステムにかけ
	るお金も少なくて済むってことはないですか。

発言者	発言内容
事務局	多少費用はかかります。全体に比べたら、非常に小さい額ですね、計算
	式を変えるだけですからね。
部会長	料金の増減率というか、この表の区分けのなかで、口径別と水量区分で
	取っていますけど、一番のボリュームゾーンはどの辺になるのでしょうか。
	小口径と水量。ほとんどの方は、左上のほうに寄っている感じなのですか。
事務局	13mm、20mm っていうのは、一般家庭が 13mm、20mm ですね。
事務局	だから、一般家庭で 40mm のものはあまりありませんから、まあ 13mm
	と 20mm というのが、一般家庭になります。
部会長	13mm、20mm で、水量として 30m³、40m³。
事務局	そうですね、40m³ぐらいまでというのが。
部会長	40m <sup>3</sup> 以下で、全体の大部分を占める感じですか。
事務局	そうですね、たぶん8割とかになりますね。
部会長	8割。
事務局	大きい企業さんは、口径の大きいところになります。一般家庭と言った
	ら通常 13mm か 20mm、25mm ですから、この辺でほとんど一般家庭が収
	まってきますね。
部会長	全体的な激変を見ようと思うと、その辺に少し注視しながら、大きく変
	わるようなものを回避しながら検討していく一方で、件数は少なくとも水
	の使用量が大きいところは、ちょっとあまりにも大きくそこも変化しすぎ
	ると、水の使用量自体に影響が出てくる可能性がありますね。
部会員	たしかに、ケース2とケース4の円グラフを比べると全然違いますよね、
	占める割合がね。
部会員	この紫までのところが、結局のところ一般家庭の 40mm 以下ってことで
	すよね。40m <sup>3</sup> 以下になっていますかね。
部会員	このグラフでいくと、紫までのところが一般家庭ぐらいなのでしょうか。
事務局	使用量でいうとって話ですね。
部会員	さっきボリュームゾーンが口径は 13mm と 20mm で、家族 1 人当たり
	$8m^3$ だったから、 $40m^3$ ぐらいまでですわっていうことだったのですが、実

発言者	発言内容
	際問題、何人家族のところが多いですか。
事務局	家族構成によりますけど、たとえば 4 人家族でも使い方によってまちま
	ちになるので、何人家族だったらこれぐらいっていうのは。
部会員	それはいいのですが、何 m³ のところが一般的というか代表的なところ
	になるのですか。40m³だと、8m³×5人ですよね。
事務局	4人ぐらいになってくるのかと。
部会員	では、たとえば $25$ ページの表で、 $13$ mm の人で、一番上の $21\sim30$ m $^3$
	のところだと 124%になっていますが、これだと、先ほどのは 1 件だった
	から分かりやすかった 4万5千円が13万円になります、だったのですけ
	ど、これだと沢山いらっしゃるから、たとえば 21~30m³ だったら 9,000
	万円いらっしゃいますよね、金額的に言うと。それなら、1 件当たりの請
	求書が来たときに、125%だったら、いくらがいくらになりますか、この
	辺の方たちは。たとえば、1万円が120%と言ったら、1万2,500円という
	話ですよね。
事務局	23 ページの、40mm 未満がそれにあたります。
部会員	ああ、これで見れば分かりますね。では、4,600 円で 826 円アップにな
	っているから 3,000 円引いたら 3,800 円ぐらいなのが、4,600 円上がりま
	すよ、ということですかね。ああ、これ 3,852 円がベースだから、これで
	上り額が分かるということか。なので、これが何%、ということですよね。
	33ページで一番左側が現行で。
事務局	現行ですね、はい。
部会員	その比率は、ここで導きだされているわけですね。ああ、これぐらいの
	値上げ感なのですね、金額で言ったら。その比率は、ここで導きだされて
	いるわけですね、ああ、これぐらいの値上げ感なのですね。
部会長	これ1ヵ月当たりですね。
事務局	はい。
部会員	ケース 3 とかの 13mm 口径の 0~8m³ とかの人やったら 230%になるの
	で、どんな感じなのかなと思ってみたのですが、金額的にはこんな感じ。

発言者	発言内容
部会長	最終的にこのレベルの話になってくると、パーセンテージだけじゃなく
	て、やっぱり金額も考慮に入れないと駄目ですね。
部会員	分かりました。すみません。ありがとうございます。
部会長	先ほども少し出ましたけど、基本料金の範囲内でしか水道料金を払って
	おられない方で、0m³の世帯って結構あるのですね。そういうところの扱
	いは、今後どうしていくべきだというふうにお考えでしょうか。
事務局	0m³って、使っていない人は使っていないのですけど、使える状態の水
	を送っているので、そこまでの投資はしている話なので、そこは基本水量
	0m <sup>3</sup> でも基本料金をって形にはなってくるのかなと思って。
部会長	そこの負担は、住んでおられる方も、住んでおられない世帯も、同一に
	負担をしていただくべきだというようなスタンスですね。
事務局	はい。
部会長	ケース 3 ぐらいまでいくと、100m3以上のところが徐々に値下げしても、
	ちょうど調整がとれるぐらいの体系になっているということからも、かな
	り現状、大口の利用者がいる、ウエイトがかかるような体系になるという
	ことがよく分かったと思います。
	他に意見、よろしいでしょうか。今、いろいろな観点からのご意見が出
	たと思いますので、少しまたその辺りを踏まえて、次回の資料の中身の改
	正の参考にしていただけたらと思います。
事務局	はい、すみません。このケース4っていうのが一番理想的な形っていう
	話になっているのですけど、そこまで一気にいくのは少し難しいかなって
	いうのが、形的なものなのかなと思うので、このなかで、ケース 2 が一番
	そんなに大きな変動を与えないという形になっているので、そこを基準に、
	次の資料、最終になってくるその資料を作っていきたいかなと思っている
	のですけど、その形にさせてもらってもよろしいですか。
部会長	今の事務局の提案ですが、いかがでしょう。
事務局	理想は理想なのですけど、そこまではさすがに無理だとは思うのですけ
	ど、ケース 2、ケース 3、ケース 4、徐々に変更していく方向性っていうの

発言者	発言内容
	はそこで間違いないと思うので、今回はケース 2、小さな 1 歩になります
	けど、基本料金と超過料金、そこだけを変えた形で最終を出したいなと思
	っているのですけど。
部会長	収支の観点からの話、というか調定率というか調定額というか、そうい
	う観点からの話もそうなのですが、実際の負担のかかり方という点でみた
	ときに、この料金改定全体で 25%上げないといけないというタイミング
	で、このケース3とか4というのは、値下げをするところが一部あります
	よね。そこまでの対応をするかどうかということですね。
事務局	でも現状は、それ以上高い設定になっているので、そこまで最終はすべ
	きものなのかなと思うのですけど、今回はそこまではちょっと。
部会長	そうですね。
部会長	このケース 2 のパターンでは、最低が 101%というところはありますけ
	れども、すべての層に対して一応値下がりの層は出てこないというような
	改定方法になるわけですよね。
事務局	かつ、その算定要領の方向に向かっては進んでいるっていうようなのが
	ケース2と。
部会長	ただ、それのなかでもその率だけの話ではなくて、金額的に大きく変わ
	りすぎるところについても、少し配慮は必要であると。
事務局	はい。
部会長	ということですが、この辺りについては。
部会員	配慮が必要じゃないかって最初に言ってしまったのですけど、元のとこ
	ろ真っ赤なところは、この料金体系がおかしかったのですかね。ここだけ
	なんかちょっと。
部会員	ちょっとここだけ、件数が小さいのでって話は、ちょっと最初されたと
	思う、もうちょっと詳しい、なぜこういう形になっているか。
部会員	ここだけ特別な配慮をしたのではないよね。一瞬思ってしまった。
事務局	24 ページの表 2.8 が、今の現行の 1.25 倍された、言ったらそのままの
	料金表になるので、つまり阪井先生がおっしゃるように、そこが 48%にな

発言者	発言内容
	っているので、たぶん安すぎただけだと思う。
部会員	ですよね。
事務局	はい。それだけだと思います。
部会長	おそらく、今までこんな検討をされてなかったのではないですか。
事務局	していないですかね。
部会長	そうですね。原価と、料金のバランスが取れているかという。
	逆に、ここは大口でありながら優遇されていたので、ここの方々が水を
	どんどん使ってくれていたという側面も。
事務局	そうです。
部会長	ただ、利益にはつながっていなかったので、ある程度の値上げというか
	負担は、するのはいいかと思います。
事務局	要するに、200m³まである、これ非常に稀な例。150mm の口径の水道
	管を入れながら、月 100m³っていうわけですから、ちょっとした、たくさ
	ん使われるご家庭レベルの量しか使わないけど、150mm が入っているっ
	ていう非常に稀なケースですね。150mm が入っているところですと、
	1,000m³や2,000m³は使う予定なので、投資をしてこんな管を入れている。
	こういう管を入れながらほとんど水を使ってないという超レアなケースで
	すね、この件は。
部会員	一件だけですか。
事務局	そうですね。
部会員	これ一件だけですか。こういうの。
事務局	どこか分からないですね。まあ、事業者であることは確かだと思います。
部会員	逆に言ったら、これだけしか使わないなら、こんな太い管を入れる必要
	がこの人にはなかったわけですよね。
事務局	基本料も高くなりますし。
事務局	実際大きいメーターがついていて、メーターの口径を下げているところ
	も多々出てきていますのでね。基本料金が高いということで。工事してで
	も、そのほうが、毎月支払うお金が少なくなるっていう。

発言者	発言内容
事務局	基本料金、メーター口径で変わったの。40mm 超えると口径が大きくな
	るごとに基本料金が上がっていきますので、水使わなくても 1 万 3,000 円
	を払わないといけない口径です。 なおかつ 100m³ しか使っていないという
	のは、少し異常と言えば異常ですよね。だから、たぶん 20mm、一般家庭
	と同じ口径で十二分にたぶん使えるはずです。
部会長	そういえば、大口利用者の基本水量を 30m³ と決めていますけど、他の
	事業体でも基本、大口 30m³ というラインはよく使われているのですか。
	今の基本料金が、やはり基本水量を含んでいるというのもあると思うので
	すけど、かなり高く設定されていることにならないですかね。
部会長	本当は少しこの辺の大口の水需要を少し喚起しようと思うと、この辺の
	料金体系も少し検討してみてもいいのかも分からないですね。今の高すぎ
	るという動きがあるということなのであれば。
事務局	大口のここの全体で占める割合が、かなり小さかったので検討していま
	せん。
部会長	そうか、そこに力を割いても。そういうことですか。そういう意味でも、
	前回のなかでもボリュームゾーンである一般ご家庭から広く薄く負担をし
	ていただくような体系に長期的には持っていかざるを得ないと、そういう
	スタンスですよね。少なくとも、ケース2でこれからの水需要の現状かか
	る経費のバランスと、収益の構造といいますか、その調整を図っている、
	最低限そういう状態に変更していくということですよね。
	この考え方についてはどうでしょうか。固定的にかかる費用、それから、
	水量に変動する分に関してのバランスは、今回の改定で保つように変えた
	いということですが。大きな方向として逓増度の緩和と、基本水量を削減
	する方向に持っていくということについては、了解が得られているかなと
	は思うのですけれども。
事務局	最終的に基本水量がなくなり、逓増制はなくしていったほうがいいって
	いうことですね。
部会長	富田林市の利用者の分布から考えて、一般のご家庭に広くご負担を求め

発言者	発言内容
	ていくというような形に。
事務局	こう考えたらそこの部分はってことですね。今回に関しては、そこまで
	一気に行くのはっていうことがあるので、ケース 2、この。
部会長	ケース2にするかどうかは別として、急激に変化することについては、
	十分に配慮していただく、それもこの改定の率だけで見るということだけ
	ではなくて、金額の観点からも少し踏まえて見ていただくほうが、配慮し
	ながら改定を進めていくというのが望ましいのではないかという感じはい
	たしますけど。それ、どうでしょうか。
事務局	基本水量と逓増制を落としてしまうと、かなり劇的な変動が起こってし
	まいます。
部会長	そうですね。
事務局	となると、このなかでいくと、ケース3やケース4というのは、今回は
	そこまでっていうのは。
部会長	これは極端なケース。
事務局	極端ケースです。
部会長	というところは、共通の認識でいると思いますが。ただ、ベストな形と
	いうのは、たとえばこのケース2であっても、不備な点が見受けられるか
	と思いますので。
事務局	現状のままよりはベターな形にはなる、ということですよね。
部会長	24ページで、調定額のばらつきが非常に大きな状態をケース2のような
	シミュレーション結果でも少し緩和される、全体がならされる方向に動い
	ていますので、そういう点ではバランスを取った改定の内容ではないかと
	いうふうに思ういますが、これはよろしいですか。
部会員	すみません。先ほども少し指摘したのですけど、表 2.15 でケース 1 のと
	ころ、1,000m <sup>3</sup> で現行差額が最も大きいことになっていますよね。
事務局	ここも少し訂正が必要です。
部会員	ここで訂正するとしたら、この後ろのほうの33ページ以下も、これ全部
	1,000m <sup>3</sup> で算出しているので、そこも変えないといけないですよね。

発言者	発言内容
事務局	そうですね。これ、1,000m³というのは。
部会員	34ページも。
事務局	あと、150mm で 1,000m³というのも非常に少ない量といいますかね、
	通常であれば、 $150 \mathrm{mm}$ を引いて $1{,}000 \mathrm{m}^3$ っていうのは、先ほどの $150$ パ
	イプで100m3も稀ですけど、まだまだもっと大きいのが一般的ですのでね。
	そこはちょっと。
部会員	その 1,000m³ ここになってしまうのですよね。一番右端のラインで、右
	下で取らないと駄目ですよね。それでいったらもっとですよね。どうなる
	のですか。水量区分でいうと。何で 1,000m³ にされたのかがよく分からな
	かったのですけど。
事務局	後半のこの行も変わって、水量変わってきます。ここは、もう一度出し
	てもらいます。
部会員	はい。
部会長	よろしいですか。では、次の議題にいってもよろしいですか。
	少し休憩入れますか。分かりました。それでは5分ほど休憩を挟みます。
	(休憩)
部会長	では、会議を再開したいと思います。引き続き、第4回専門部会資料(下
	水道)について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、第4回専門部会資料(下水道)に沿って事務局から説明いた
	します。
	1 ページは、経営状況の検討(財政シミュレーション)になります。推
	計期間は平成31年度から平成40年度における下水道事業の経営の状況の
	将来見通しを検討していくという形になります。基本条件としては、推計
	期間で黒字経営、資金残高は平成 40 年度において使用料収入の 1 ヵ年分
	程度を確保する、経費回収率は100%以上とする、という形になります。
	4 ページまでが推計条件になります。なお、本シミュレーションにおい
	ては、一般会計の繰入金は、独立採算で事業経営を行うため基準内繰入の
	みとし、起債充当率は建設改良費から補助金、負担金を控除した額の 95%

発言者	発言内容
	としております。2~4ページまでは、第2回部会の資料再掲になるので、
	説明は割愛させていただきます。
	5ページになりまして、経営状況の検討結果になります。1ページで設定
	した基本条件を満たし、独立採算による下水道事業運営をしていくために
	は、31%の使用料収入を増やす必要があります。起債充当率のほうは、建
	設改良費から補助金、負担金を控除した額の 95%になります。
	6ページ、資本的収支は、使用料収入の31%プラスで、継続して純利益
	が発生する形になります。
	7ページ、企業債残高については、減少していく見通しになります。
	8ページ、資金残高については、平成40年度には、使用料収入は1ヵ年
	分程度確保できる見通しになっています。
	10ページのほうをお願いします。31%の使用料収入を増やした場合は、
	以下の順位になります。シミュレーション後、大阪府下での算定順位は 1
	位となりますが、他市町村では基準外繰入で収支均衡を図っている団体が
	あると考えられるため、他市町村の使用料は本来負担すべき金額より抑え
	られている可能性がありますので、単純比較はできないものと考えていま
	す。ここまでが、経営状況と財政シミュレーションになります。
部会長	ただいま、事務局より経営状況の検討(財政シミュレーション)につい
	てご説明願いました。ここまでのところで、ご意見・ご質問はございます
	でしょうか。
部会員	(意見なし)
部会長	よろしいでしょうか。これも、前回の反復になるかと思いますので、続
	いて使用料体系の検討についてお願いします。
事務局	続きまして、使用料体系の検討、11ページになります。(1)本市の現行
	の使用料体系についてですが、本市は基本水量制・累進制を採用した使用
	料体系になっています。1ヵ月で8m³までが基本水量、基本使用料となり、
	8m <sup>3</sup> 以上が従量使用料になります。図 2.1 が示すように、本市で最も調定
	額の多い水量区分は 101m3/月~でありますが、調定件数が最も少ないこ

発言者	発言内容
	とが分かります。現行の料金体系は多量使用者の負担が大きい料金体系に
	なっているものと考えられます。表 2.1 では、平成 29 年度実績から算出し
	た基本使用料と従量使用料の割合を示しています。基本使用料と従量使用
	料の割合は27.1%と72.9%になっています。これは、標準的な基本使用料
	と従量使用料と同じ形になっています。
	12ページ、使用料体系の検討の必要性についてですが、使用料算定の考
	え方に基づく標準的な使用料体系、基本水量 0m³、標準的な比率による基
	本水量と従量使用料、累進制のない単一料金で使用料算定を行うと、101m <sup>3</sup>
	/月~の調定額は現行と比べて、6割程度減少するという形になりました。
	標準的な使用料体系に基づく使用料と、現行使用料とを比較すると、表 2.2
	現行割合:標準割合からは、多量使用者の負担が重く、少量使用者の負担
	が軽いということが分かります。現行の使用料体系は、基本使用料と従量
	使用料の比率においては、標準使用料体系と同じでありますが、基本水量・
	累進制の部分で、多量使用者に負担を強いている体系であり、使用水量の
	減少傾向があるなかで、安定経営を維持するためには使用料体系を検討し
	ていく必要があります。使用料体系を検討するために、基本使用料、累進
	制、基本使用料と従量使用料の比率に観点を置き検討を行いました。
	次、13ページになりまして、基本水量制についての検討ですが、本市で
	は基本水量制を採用しています。基本水量制は設定した一定の水量の範囲
	での使用量に対して、従量料金を賦課せず、定額の基本料のみの負担とす
	る使用料設定方法であります。これは、日常生活の上で最低限必要なナシ
	ョナル・ミニマムとしての排水量を考慮するために行われるものでありま
	す。しかしながら、基本水量に満たないものは不公平であるという意見も
	あり、基本水量を設定するかしないかは、各地方公共団体が実態を踏まえ
	て検討するべきものとなっています。
	14ページ、他事業体の基本水量の設定状況ですが、平成 30 年度で、大
	阪府内で基本水量制を導入しているのは 28 事業体、していないのが 15 事

業体になります。本市と同様に、8m³としている事業体が多くなっていま

発言者	発言内容
	す。
	15ページ、世帯人員別平均使用量です。これは先ほど水道でもありまし
	たが、東京都水道局が発表した生活用水実態の調査によると、世帯当たり
	の場合の 1 ヵ月の使用量は 8.2m³であったという調査データが公表されて
	います。4 基本水量についてですけど、基本水量を維持し現行どおり 8m³
	を基本水量とする場合と、算定要領に沿った 0m³ の場合の検討を行ってい
	ます。
	それと 16ページ。累進使用料制についてですが、本市では累進使用料制
	を採用しています。累進使用料制とは、大口需要家の需要変動のリスクに
	対応するコストを調整・配賦するという意味から、使用量の増加に応じて、
	使用料単価が高くなるという使用料体系のことを言います。
	17ページ、他事業体の従量使用料の状況。大阪府下での累進制の現状が
	示されています。すべての事業体で累進性が採用されています。次、従量
	料金についてですが、大阪府下すべての事業体で累進制が採用されていま
	す。一方で、累進制は世相に整合していないという意見もあります。従っ
	て現行どおり、累進制を採用していく場合と、累進制を廃止し、単一料金
	制とする場合も検討を行いました。
	18ページ、基本料金と従量使用料についての検討になります。本市の下
	水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二部制となっています。経営の
	安定を確保するために、基本使用料と従量使用料とすることが有効である
	と考えられます。基本料金と従量料金の比率については、平成29年度実績
	から算出したものと、使用料算定の考え方に基づく考え方で同じであるこ
	とから、この比率で使用料体系の検討を行いました。18ページの表 2.6 使
	用料体系の検討ケースの一覧になります。この検討ケースに基づいて、19
	ページ以降で検討をしています。
	まず 19 ページ、ケース 1 の検討になります。基本水量制・累進制を採
	用し、基本料金と従量料金の比率は、標準的な比率と現状の比率は同じで
	あるため、27.1%と72.9%としています。現行の基本料金体系と基本使用

発言者	発言内容
	料の単価を 1.31 倍してシミュレーションしたものになります。基本使用
	料、累進制のため、料金算定要領により算出したものに、使用量減少以上
	の速さで収入減を招く可能性があります。また表 2.8 が示すように、多量
	使用者の負担が重く、少量使用者への負担が軽い状態になっています。
	20ページは、ケース 2 になります。基本水量 0m³、基本料金と従量料金
	の比率は、27.1:72.9%とした案で、累進制は現状のままです。基本水量
	を 0m³にすることで、より一層少量使用者の負担の適正化を図ろうとした
	ものですが、表 2.9 現行とケース 2 を比較した水量区分の使用料増減率
	が示すように、多量使用者の負担分を軽減し、少量使用者に負担を求める
	ということにしているので、水量が小さくなるほど現行からの使用料増減
	率は高くなります。表 2.10 標準的な使用料体系に対するケース 2 の調定
	割合を示しています。ケース1に比べ、多量使用者の数値が減少し、少量
	使用者の数値が増加しており、使用料算定の考え方の方向に沿って改善さ
	れている形になります。
	21ページがケース 3 になります。基本使用料が 0m³、基本使用料と従量
	使用料の比率は標準的な 27.1%と 72.9%、累進制をなくし、単一料金とす
	るように設定したものです。従量使用者の値上げ率は最も高くなりますが、
	使用料算定の考え方どおりに改善された形となっております。
	22ページ、料金体系の目指すべき方向性の考察になります。方向性とい
	う観点から検証を行いました。ケース1は、少量使用者の負担増は3案の
	なかで最も小さく、多量使用者へ負担が3案のなかで一番大きい形の分に
	なります。現状との変更はないので、方向性としては、"×"という形にな
	っています。水道でいうと、先ほどケース2が該当するパターンになって
	います。ケース3については、使用料算定の考え方に基づいた最も理想的
	な形と言えます。下水道事業として最も目指すべき形になります。先ほど
	の水道でいうと、ケース4に当たります。ケース2については、現状より
	使用料算定の考え方に近づける形に基本していますので、基本水量 0m³に
	していますので、改善する方向に向かっているという意味で、水道でいう

発言者	発言内容
	とケース3という形と同じになるものです。以上が使用料体系の検討にな
	ります。
部会長	はい。ただいま事務局よりご説明いただきました使用料体系について、3
	つのケースでシミュレーションを出してこられました。この内容について、
	ご意見、ご質問ございましたらお願いします。
	あるいは、シミュレーションの内容について、追加で説明をしていただ
	くようなことでもいいかと思います。
部会員	すみません。これ、ケース 2 とケース 3 は 0m³ でも最低の 983 円は払っ
	ていただくという基本料金制と一緒ということですか。
事務局	基本水量を落としているのですね、ケース 2 のほうは。だから 0m³で 983
	円なのですけど、8m³だと 1,823 円。
事務局	たとえば、23 ページのほうを見ていただいたら分かるかと思うのです
	が、使用水量が 5m³ だとしたら、ケース 1 が 983 円になるのですけど、ケ
	ース 2 に関しては、5m³で 1,508 円。105 円×5m³分と 983 円。
事務局	0m³のときだけ言われている話になるのですか。
部会員	だから、0m³でも 983 円はかかるっていう話。
事務局	基本料金っていうのはそのまま。基本水量はなくなる。0m³。
部会員	ですね。だから基本料金っていう発想は変わらない。
事務局	変わらない。
事務局	そうです。基本水量っていう発想が。
部会員	がなくなって、基本料金に変わる、っていう、ですよね。
事務局	基本料金のみ。
部会員	になる。
部会長	これ、だから、全員 8m³分を全員が払わないといけなくなるということ
	ですか。
事務局	基本水量がなくなると、ですね。
部会長	小口だけじゃなくて、大口の人も 8m³分は余計に払わないといけなく、
	余計というか、今まで基本料金に含まれていたなかの。

発言者	発言内容
部会員	そうなのですか。 $8m^3$ になったら $983$ 円は。
部会員	0m³でも 983 円で、8m³使ったらそれにプラス 105 円×8m³の分を払わ
	ないといけないのですよね。
事務局	そうですね。今まではそれが、8m³までは基本水量だった。
部会長	ああ、そうか。
部会長	これ、料金が 1m³ から始まるからですね。
事務局	そうですね。
副部会長	汚水量の区分で、 $1{\sim}20{ m m}^3$ で、これを $10{ m m}^3$ 刻みにしなかった理由って
	何かあるのですか。
事務局	$6$ 段階で区切っているので、 $1{\sim}20{ m m}^3$ になっているのだと思いますけど。
	この6段階っていうのが、別にすべてではないので。
副部会長	じゃあ、 $1{\sim}20\mathrm{m}^3$ っていうのが一番多いのですか。使用量というか、ボ
	リュームゾーン。
部会長	件数的には。
事務局	水道と一緒で。
事務局	水道と一緒ですよね。
事務局	だいたい水道と一緒ですよね。100%っていうと語弊があるので。
部会長	下水道の場合は、規模による違いという概念は持ち込む必要はないので
	すか。
事務局	口径による違いというのは、下水道にはないですね。
事務局	口径の違いはないです。
部会長	ではなくて、実際の運営面から考えて、大きいというだけで、余計なコ
	ストを払っているということはないのでしょうか。メンテナンスとか。
	水道で口径別を導入する理由としてよく言われるのは、そういうことで
	すね。施設として、あるだけでも、ちょっとそこ、それなりに負担しても
	らう必要があるという。
事務局	水道だと圧力をかけて送ったり、配水池を作ったりっていう、その辺で
	すね。

発言者	発言内容
事務局	下水は計画上、面積当たりで計画汚水量を算定していまして、それで口
	径を決めにいっていますので。どの部分だから口径が大きくなるというこ
	とは、特段ないです。
事務局	資料のなかでは、16ページに累進制の基本的な考え方として2つ示され
	ています。ですから、水道とは切り口が少し違うのですけども。変動が大
	きいがために、対象経費は大量排水のほうが多くなる傾向があるっていう
	のは、状況としてはあって。それが、排水量の多いほうが、料金が高くな
	っている理由として示されています。
事務局	桝のサイズって、基本的にほとんど一緒なのですか。
事務局	基本、一緒です。
事務局	水道の場合は、浄水場とか施設を持ってられるのですけど、下水道に限
	っては、富田林市のなかには処理施設はなくて、大阪府で管轄している流
	域処理場に持っていって処理しているようなところが、まずあります。そ
	れに併せて、ポンプ場とかもありませんので、あくまでも流域幹線に持っ
	ていく管だけですべてが成り立っているので、そこに大口の使用が何か施
	設を作って、特別富田林市のなかの処理施設のなかでお金を大口が払って
	いるとか、そういう概念が水道とは少し違ってないです。ですので、あく
	までも、持っていくパイプそのものだけで、流量すべてを配分しているの
	で、そういう概念がないっていうところかと思います。だから、水道とは
	その辺の意味合いが違うのかなと思います。
部会長	大口がただ1件あれば、本来引かなくてもいいような大きなパイプを入
	れるとかっていうことにならないのですか。
事務局	特段、そういうところはないですね。
部会長	ここでいうシミュレーションで出てきているケース3というのは、理想
	的な形だという解釈でいいわけですか。すべてが等しく、基本料金も等し
	い基本料金で、件数当たりで、規模に関係なく同じ基本料金で。それで、
	排出する水量に応じて一律の単価をかけるという形が最も理想的だとい
	う、そういう解釈で下水道のほうはいいという。水道はそこまでやってし

発言者	発言内容
	まうと、逆に不公平だという解釈ですね。固定的にかかる費用も均等に世
	帯数で分配するのではなくて、大きい、小さいで少しウエイトをかけない
	と不公平だという解釈が、一応なさっているわけですよね。それが正しい
	かどうか、また、分かりませんけども。いずれにしてもこれ、極端なシミ
	ュレーションのパターンですので。
部会員	言葉の遣い方ですけど、20ページのケース2のところで、0m3のときに
	基本使用料 983 円て書いてある。これは言い方として、基本使用料て言い
	方が正しい、基本料金が正しいのですか。
事務局	水道は、料金ていう表現をします。
事務局	全部、水道は料金ていう表現している。下水は使用料っていう言い方。
	だから、下水道のなかは全部、お金に関する分は使用料金ていう表現し
	ますし。そこが少しややこしいのですけど。使用料という表現を使うのが
	下水になります。
部会員	じゃあ、この下水の巻には基本料金ていう単語は出てこないって考えて
	いいですね。
事務局	はい。
部会員	そうすると、101m³以上のところ 250 円ってなっているじゃないですか、
	1m³当たり。これは、比較した場合には 100%って書いてあるけど、厳密
	に言ったら 983 円分は絶対多いよね。高くなるよね。どこまでいっても。
	その考え方ですね。983円分は絶対高いよね。
事務局	今と比較すると。
部会員	本当は 101%から 100.何%かもしれないけど。全く一緒の 100%ってこ
	とはないですよね。理屈の上では、常に。だって 983 円は常にプラス α で
	しょ。
事務局	現状は、基本水量が $0\sim 8 m^3$ あったので。
部会員	現状はね。だけど、たとえば 101m3以上の人が、現行ケースとケース 2
	を比較した場合には、これ 101m³~のところは 100%になっているけど、
	これはたぶん、小さい数字だから切っただけのことであって、100%って

発言者	発言内容
	ことはあり得ないよね。
事務局	先ほどの 20 ページの、表 2.9 の 101m³以上が 100%っていう数字です
	けども、確かにおっしゃられるように、基本使用料分の 983 円ていうのが、
	その分大きくなりますので。実際の表示上は 100%て書いているのですけ
	ど、小数点を加えると、100.いくらっていう数字になります。
部会員	すみません。今さらなのですけど、上水のときには、逓増制を逆に見直
	さないといかんと。急にやったらやり過ぎだから、逓増制も一部入れてっ
	ていう話で。逓増制は見直すべきだっていう国の指針があるから、それに
	則ってやるから、逓増制はやめたほうがいいけど、それだと極端なことに
	なるから、間をとって、ケース2か3という話だったと思うのですけど。
	下水の場合は、これを見ていたら逓増制という言葉が累進制に変わったっ
	て、意味はそんなに変わらないと思うのですけど。累進制のほうが割と合
	理性があるというような書きぶりで、累進制を脱却、あるいは改める方向
	の指示というのは特にないのですか。
事務局	下水のほうはないのですけど、算定の考え方で、水道使用料算定の考え
	方でいくと、単一にしなさいというのが出てきているので。
部会員	単一にしなさいってやっぱり、どこかで出てきているのですか。
事務局	ケース3でちょっと書かせてもらっているのですが。そこまで、基本は
	しなさいという方向性は出てないっていう話かなと思うのですけど。
部会員	やっぱり、望ましいのは単一制のほうが望ましいという考えは、根底に
	あるからこれにした。
事務局	そうですね。
事務局	22ページのケース3が理想的というか、水道でいう4、5のケースです
	ので。
部会員	先ほど、水道のときには 0m³のお家があるっていう話があったじゃない
	ですか。下水の場合も、水道が 0m³だったら下水も 0m³なのですか。
事務局	0m³です。基本的には。水道の使われた分で、下水の使われた分ってみ
	なしていますので。下水ってメーターが付いていない。ですから、水道を、

発言者	発言内容
	あるご家庭が 10m³ 使えば、下水も 10m³、20m³ 使えば下水も 20m³。
部会員	何が言いたかったかというと、そうすると、この 0~8m³ って言い方を
	しているけど、0m³の人はどこまでいっても 750 円が 983 円に変わるだけ
	でしょ。
事務局	そうです。
部会員	そうすると、これって 190%じゃないよなと思って。厳密に言うとね。
事務局	ああ、0m³の人だけを出してくると、そうですね。
部会員	0m³のご家庭って、それなりにあるのですか。
事務局	0~8m³というのは調べてみますけど、資料は出ませんけど、かなり多い
	のですよ。0~8m³までの。
部会員	0~8m³はあると思うけど、本当に 0m³のお家ってそのなかに。
事務局	0~8m³という区別のなかで、0m³が一番多くて、すって上がるような形
	のグラフになったので。
部会員	$0 \text{m}^3$ はそれなりの。
事務局	いらっしゃいました。
副部会長	空き家ですか。住んでいるのですか。
事務局	そこまでの確認は取っていないですけど。普通に住んでいたら 0m³とい
	うのはあり得ないかなと思います。空き家なのか、たまに来るだけなのか、
	その辺は分からないですけど。
事務局	1~2ヵ月に1回帰ってくる人とかでしたら、閉栓せずに、そのまま使用
	のままにしているので。
部会長	閉栓は自ら届けないといけないのですね。
事務局	そうです。富田林市でしたら電話でいけるのですけど。その辺も面倒く
	さいとかでしたら、このまま。口座引き落としとかでしたら、あまり、そ
	ういうところ何もしないで、勝手に落ちていくって。払っている感覚もも
	しかしたら、そんなにないのかもしれない。
部会長	そもそも 8m <sup>3</sup> 以下の件数の割合が何%ぐらいでしたか。1 割ぐらいある
	計算になるのでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	25%ぐらいです。
部会長	4件に1件が基本料金以内で済んでいるのですか。
事務局	そうですね。
部会長	そのなかで 0%、半分はないですね。
事務局	半分はいかないと思います。
部会長	半分はいかないですね。
事務局	結構、多かったのだけは覚えているのですけど。
部会長	4件に1件が基本料金以下っていうの大きいですね。
事務局	基本水量なので、1ヵ月8m³とか。2ヵ月16m³。1人暮らしだったら、
	十分暮らしていける範囲なので。空き家っていうニュアンスではないとは
	思うのですけど。
部会長	そのなかでも 0m³っていうのは、相当数あります。
事務局	完全な空き家だったら、おそらく閉栓されるのでしょうけど。1 ヵ月ぶ
	りに帰ろうってするときに、事前に開栓してくださいと。電気も一緒です
	わ、全部。事前に連絡したら、今の時代ですからしてくれるのですけど。
	そうしておかないと、水も電気も何もかも、ガスも全部出ないので、帰っ
	て部屋に入ってもどうしようもない状態なので。そういう方はなかなか、
	その都度その都度、月に1度しかそこに帰らないっていうときだったら、
	たぶん普通だったらそのままつながった状態に、電気もつくし、水も出る
	しという状態っていうのも結構あると思います。
部会員	22ページの文章の表記ですけど。間違いじゃないかなと思うのが、(7)
	のところで説明がケース1はこうです、ケース2はこうです、ケース3は
	こうですってあるのですけど。ケース3のところで、「ケース3と同様に」
	ってあるのですけど、これ「ケース2と同様に」ではないでしょうか。ケ
	ース 2 と同じで、多量使用者に比重を置いた現状からは脱却できるから
	"○"ですっていうことだと思うので。事前の資料にはケース 2 になって
	いるのですけど、ケース3に直っているような。
事務局	間違っております。

発言者	発言内容
部会員	そうですね。
部会員	すみません。こだわるようで申し訳ないですけど、20ページの表 2.9 で
	すけど。これ $0{\sim}8{ m m}^3$ が対現行比 $190\%$ ってありますけど、先ほども少し
	言ったみたいに 0m³の人は 750 円が 983 円になるわけだから、190%では
	ないじゃないですか。で、1~8m³の人っていうのは、もともとの基本料金
	の 983 円に 105 円×使った m³数になるわけだから、この 190%って平均
	ですかね。この数字、どこから来たのかなと思って。
事務局	総額です。
部会員	総額になる。だから、え、総額。
事務局	加重平均。
部会員	この総額っていうのは。
事務局	0~8m³使われた方の改定する前と改定するあとの、使用料収入。
部会員	ってことは、これは平均ではないよね。総額だよね。だから、市として
	の総額。0~8m³の区分の収入が190%増えますよっていう趣旨であって、
	個々の人の料金ではないのですよね。でも分からないのと違いますか。ぱ
	っと見たとき、普通は 0~8m³の区分の人が、自分の負担すべき料金が
	190%上がるって思ってしまわないですか。そういうふうに、使用料増減
	額ていうのは、使用料収入増減率だよね、ここ。
事務局	そうですね、はい。
部会員	使用料じゃなくて、使用料収入だよね。市としての。
部会員	っていう話だよね。そうすると、今まで使ってきた、先ほどの上水道も
	含めて全部使用料、個々人の使用料じゃなくって、市としてのこの区分で
	の。
事務局	料金収入。
部会員	料金収入って発想になるのですね。全部の表がそうなるのですよね。そ
	うしたら、そこはやっぱり使用料収入かなにかに、ちょっと一言付け加え
	たほうが良くないですか。あくまでも1人1人の負担のことを考えている
	のじゃなくて、その区分における使用料収入が比較したらこれだけ増える

発言者	発言内容
	ってことであって。個々の人に分けたら、もっと違ってくるよって話です
	よね。
事務局	当然、 $1 \mathrm{m}^3$ の人と $2 \mathrm{m}^3$ の人と $3 \mathrm{m}^3$ の人で率が違って、変わってきます。
部会員	一瞬、平均かなと思ったけど、平均でもないのですよね。
	これ、すみません。そうしたら、ケース2もケース3も従量使用料の比
	率、基本水量、累進制もしくは単一制っていうのはいいのですけど、要は
	トータルで 31%増収が図れるようなものをシミュレーションしましたっ
	ていうことになるのですよね。ただ、その 31%増減するに当たって、たと
	えばケース $2$ だったら、 $1\sim20 ext{m}^3$ は $105$ 円であるとか、次は $125$ 円とかに
	なっているじゃないですか。ここを変えることによって、数字って変わっ
	てきますよね。どう配分するかって、これはこの数字しかないのですか。
事務局	いや、あります。
部会員	じゃあ、いくらでもあるなかで、この数字を選んでいるのは、何か理由
	があるのですか。
事務局	それはトライアンドチェックで、数字を1個入れると収入が1円単位で
	変わってきます。それで、いろいろなバリエーションを考えて、取りあえ
	ず大まかには、たとえば単一料金でやるのか、多水量ほど単価を大きく上
	げていくのか。そういう方針はだいたい考えた上で、あとはもう入力して
	結果でチェックするっていう形なので。もちろん無限にはあるのですけど
	も、だいたい大まかにはこういう方針でいきたいとか、単一でいきたいと
	か、そういうのを考えながら、入れていく。だから絶対ではないです。た
	だ、1 つ数字をいじると、どこかでそこを補完しないといけないので、ま
	た他へ波及していって。すぐに即答で、たとえばここの単価を下げたらこ
	っちがいくらぐらい上がるなっていうのは、すぐにはちょっと出ないです。
部会員	なぜ思ったかって、41~50m³のところって、もともとは 1m³につき 200
	円だったけど、ここは 195 円ですよね。次のところの m³ から 225 円と 220
	円てことで、現状よりか安くなるのですよね。ここに線引きが 1 つあるの
	で、それをもう1つ上に持ってくると、また変わってくるわけでしょ。

発言者	発言内容
事務局	そうですね。
部会員	だから、なぜここで線を引いたのかなっていうのは、何かそこに合理性
	とか、理由とか見いだせるのかっていう。
事務局	特に、そういうわけではないです。ただ、ユーザー数がやはり小口は多
	くて、大口は少ないので。小口を1円、たとえば下げて、その減収を大口
	1 円で賄えるかっていうと、そういうわけじゃないので。ちょっとなかな
	か、理屈はいろいろ頭では考えるのですけど、実際やってみるとなかなか
	うまく数字の、こちらで下げた分をこちらで賄おうとしてもなかなか難し
	いので。そんなに深い意味はないです。1 つの結果でして、今の数字があ
	るっていう感じです。
部会長	ただ、ケース2とケース3の、使用料増減率を表だけ単純に見比べてみ
	ると、大口の方々の数が非常に少ないので、こちらのところを、たとえば
	使用料を現状よりも低く設定しても、結局その分は小口のほうで十分吸収
	できるような、そういう計算結果になっているというふうに見ることがで
	きますかね。それ以上の個別の細かい数字を取り上げていっても、これは
	キリがないので。最終的に、実際の実務の作業のなかで決定される。やる
	となると、そういうことになると思いますね。これも全体の方向性として、
	基本水量とか累進制、基本使用料と従量使用料の配分ということですので、
	どう考えていくかということですね。将来的にはこちらも、本来は。
事務局	水道と同様で、ケース 3 に向かう。ケース 2 からケース 3。
部会長	ここでいうケース3に向かうような方向で、将来的には料金を設定して
	おかないと、持続的な下水道の経営といいますか、収益確保が難しくなる
	と、そういうことですね。こういう点については、いかがでしょうか。
事務局	ケース 1 を "×"っていう評価をしているのですけど。方向性だけの話
	で"דっていう形をしているのですけど。先ほどのケース 1 が、水道で
	いうケース 2 に該当する形になるのですよ。水道だと、現状と理想値の間
	に乖離ができたので、そこを理想値に戻しますっていうのがケース 2 だっ
	たのですけど。下水に関しては、ケース 1 の段階で理想値の状態になって

発言者	発言内容
	いるので、水道のケースでいうと下水のケース1は、同じような考え方に
	なるので。方向性としては、動いていないので"× "になっているのです
	けど、考え方としては、水道と下水で同じ料金体系っていうふうに考える
	のであれば、ここは"דじゃないのですよ。
事務局	資料に誤りがあるのですけど。
部会員	でも、これを"○"にしてしまったら、その区別は、一重丸、二重丸、
	三重丸でするの。
部会長	それはでも、たまたま現状の経費の配分と料金の収入のバランスが、一
	致していたということですよね。ただ、そこから舵を切っていくというよ
	うな意味合いであれば。
事務局	のであれば、このままで良いですね。
部会長	ええ。
事務局	水道と同じような形で、もしこのあと、水道のケース 2 に合わせたら。
部会長	つまり、3 つ方向性を出しているうちの、基本使用料と従量使用料のバ
	ランスについては、現状でも充足しているので、それについては既に現段
	階でクリアできているという、そういうことですよね。
部会員	下水に関して 0~8m³っていうのを採用しないのは、それはやはりおか
	しいっていう。
事務局	大きな変動をさせないというのが水道であったと思うのですけど。一緒
	と言えば一緒ですけど、ただ下水のほうは、基本料金と従量使用料の率が
	一緒にはなっているので。そこから1歩進めるのであれば、ケース2にす
	べきですし。今回、水道と合わせるのであれば、このままケース1のまま
	で置いといて、最終的なシミュレーションをかけてみるというのがあった
	ので。ここを"×"にしておくのが、少し引っかかったのですよ。
事務局	水道と下水道の料金体系が、今は富田林市では、同じ料金体系になって
	いますので、今の水道と下水を合わせた形の料金体系を保つためには、基
	本水量を 8m³のままにしているケース 1 が一番良い。
部会員	いや、ケース1は単純に1.31倍しているわけでしょ。

発言者	発言内容
事務局	水道でいうと、基本使用料と従量使用料の関係が水道はずれていたので、
	それに合わせにいくことによって、最終的な形に近づけていきましょうっ
	ていうのがあったのですけど。下水のほうは、もうそこの段階はクリアし
	ていると。そこからもう1歩、先に進めようと思ったら、基本水量を0m³
	にするっていう形を取りにいくとしたら、今度、基本水量 0m³の下水と基
	本水量 8m³の水道っていうのができてしまうので、そこがあるので、ここ
	を "×"にしておくのは少しどうかなっていうのが。確かに舵を切ってな
	いっていうと、"×"でいいのですけど。
事務局	水道のほうが遅れているというか、下水のほうが少し水道より 1 歩前へ
	行っているのですよね。ここの考え方で、この基本使用料と従量使用料の
	割合っていうのを、算定のやり方にもう既になっていると。
部会員	なっているからね。
事務局	実は、下水のほうは5~6年前に料金改定をしているのですけど、水道っ
	て 20 年来していませんので、20 年前のままでしたので、下水のほうが少
	し進んでいると。こんな料金改定のときにしか触れませんので。その分、
	少し1歩前にいっているのですけど。お互いそれぞれ、もう1歩ずつ、水
	道も1歩前へいきましょう、下水も今から1歩前へいきましょうというこ
	とであれば、下水のほうのケース2なり、ケース3なり、もっと進むのな
	らケース3ですけど。1歩、ケース1からケース2へいこうっていうのが、
	理屈的には。そうすると、料金体系が変わってしまうのでですね、下水と
	水道で。水道のほうは、基本料金と基本使用料がありますよという、表で
	皆さんにお配りしていたのが、下水も水道もそういうふうに表を同じよう
	に、考え方は一緒ですよっていってやっていたのが、ここでもう、下水は
	基本水量というのがなくなります、水道はありますけどっていう話になっ
	てしまって、たぶん一般の方は完全な別々の算定表で計算して、これを合
	わせたら金額が出ますっていう説明になってしまうのですよね。そこの部
	分の進み具合が、水道のほうは遅れていて、下水のほうは 1 歩だけですけ
	ど前にいっている。ですから、方向性としては、やはりケース 2、ケース 3

発言者	発言内容
	のほうに向かうべきだろうというのは思うのですけど。実際にそれを実践
	してしまうと、ケース2にするなら、水道もケース3に歩調を合わせてい
	かないと、全然レベルが違いますよっていう話になると、これかなり。
部会長	この経営戦略の場で話しをすべきかどうかは分からないのですけども、
	要は、上水道と下水道の基本水量の考え方を統一しておくべきかどうかと
	いうところですね。その判断をどうするかということですよね。それをこ
	の会議のなかで将来の経営戦略として捉えるべきなのか、実務のレベルで
	使用者の利便性の観点から料金の体系を統一しておくべきだろうというふ
	うに判断するか。どこのレベルでそれを決めるかということではないでし
	ょうかね。今ここで、そこまで検討したほうが良ければあれですけど。何
	かご意見はありますか。水道と下水道の基本水量に関して。利用する側か
	らすると、統一されているほうがいいかなとは思います。一定のおっしゃ
	られる説明の内容は筋が通っていると思います。ただ、この経営戦略とし
	て考えたときに、"ד、"○"を付けると、方向性の話になるとやっぱり"
	× "なのかなとは思うので。ただ、それは最終的な成果物に対してどう表
	記するかということを、もし考えておらるということであれば、何か注釈
	のようなものを付けて上水道、下水道の基本水量の考え方を統一しておい
	たほうが望ましいとか。そういう、付帯の意見も付けるということは、あ
	りなのかなという形ですかね。どうですかね。方向性というところでの考
	えであれば、やっぱり。
事務局	"○"は打てないですね。
部会長	今、現状維持というよりは、1歩進めるという意味に、やっぱり取るほ
	うがいいのではないかというふうに思いますけど。
事務局	方向性としては"○"は打てないですけど、水道と合わせるっていう観
	点から。
部会長	最終判断は、事業者のほうで決めたらいいかと思いますが。
	いかがでしょうか。他に、ご意見はございますか。
部会員	(意見なし)

発言者	発言内容
部会長	よろしいですか。そうしましたら、議論・意見が出尽くしたようですの
	で、事務局におかれましては、ただいまの部会員からの意見を踏まえまし
	て、上下水道事業経営戦略の策定を進めるようにお願いいたします。
	それでは、次回の日程および内容について、事務局より説明をお願いい
	たします。
事務局	次回は5月下旬を予定しております。議題といたしましては、経営戦略
	案、使用料改定案についてご意見をいただきたいと考えております。
	また、部会資料につきましては、事前に各部会員の皆さまのところへ説
	明にお伺いさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。事前説
	明は、上下水合わせて1時間から2時間程度を予定しており、具体的な日
	程等は別途、調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。
部会長	以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しましたが、他に何かご質
	問等ございますでしょうか。
一同	(発言なし)
部会長	よろしいですか。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。本日
	はどうもありがとうございました。
一同	ありがとうございました。